まんなかに愛のあるまち
CHiNO
茅野市

茅野市（都市建設部）プレスリリース
令和８年（2026 年）11 月４日

空き家防犯対策　茅野警察署・茅野市連携事業について

全国的に空き家の増加が社会問題となる中、適切に管理されていない空き家は「人目につかない」「侵入しやすい」といった理由から、犯罪の標的になりやすい傾向があります。

そこで、茅野市では、市内における空き家の適正管理の促進および地域防犯力の向上を図るため、茅野警察署と連携した「空き家防犯啓発チラシ」を作成しました。

本チラシは市役所窓口や各種イベント、空き家所有者への通知送付時などに広く配布・活用していきます。

管理が行き届いていない空き家は、窃盗や放火、不法投棄の標的となるだけでなく、倒壊や部材の落下などにより近隣住民へ危害を及ぼす恐れがあります。行政と警察が手を取り、具体的な防犯チェックポイントや管理の重要性を発信することで、所有者の意識向上と「安全で安心なまちづくり」の実現を目指します。

配布・活用方法
・市役所窓口および各公共施設等への設置
・市内各事業所の店頭・窓口への設置
・空き家所有者へ送付する各種通知への同封
・空き家相談会、空き家ミニセミナー等での配布
・市公式ホームページでの周知等

今後の連携事業
市が開催する空き家ミニセミナーにおいて茅野警察署による防犯講話を計画しています。

（問合せ先）
担 当 都市建設部　都市計画課　住宅係 宮下、平林
電 話 0266-72-2101 内線 537・538
電子メール toshikeikaku@city.chino.lg.jp

茅野警察署 × 茅野市役所　共同啓発

その空き家、大丈夫ですか？

あなたの空き家が狙われるかもしれません！

～空き家は、犯罪の標的になりやすい物件です～





「まだ大丈夫」と思っていませんか？
空き家リスクをチェックしてみましょう

近年、管理が行き届いていない空き家を狙った**窃盗事件**が全国的に発生しています。
空き家は犯罪の標的になりやすく、
一度侵入されると家財の盗難や建物の損壊、
不法侵入、放火など、地域にも大きな影響を及ぼします。

- ☑ 郵便物がたまっている 
- ☑ 長期間様子を見ていない 
- ☑ 夜も真っ暗 
- ☑ 雨戸を閉めたまま 
- ☑ 草木が伸びている 
- ☑ 塀などで死角がある 

少しの管理が、地域の安全につながります！

今日からできる防犯対策

- 定期的に見回る
- 明るさを確保する
- 施錠を徹底する
- 庭木や雑草を手入れする
- 郵便物はこまめに整理
- ご近所に一声かける

犯罪を防ぐことも、空き家対策です。

地域の安全・安心のために皆さまのご理解とご協力をお願いします。



犯罪かな？と思ったら　緊急時は **110番**

相談は　茅野警察署 0266-82-0110

空き家のことで困ったら、一人で悩まずご相談ください

各種相談会・制度・セミナーをご紹介します

こんなお悩みありませんか？

- ◆相続した空き家、どうしたらいいの？
- ◆売買や賃貸の方法を知りたい
- ◆管理をどこに頼めばいいの？
- ◆解体やリフォームの費用は？



① 空き家なんでも相談会

毎月開催 予約制

専門家に無料で相談できます。
司法書士・宅建士・解体業者などが個別にお悩みをお伺いします。

相続・登記　売却・賃貸
管理　解体　家財整理
など



開催日程・申込方法など、詳しくは特設サイトまたは市役所までお問い合わせください。

② 茅野市空き家バンク

空き家を「売りたい」「貸したい」方と、「買いたい」「借りたい」方をつなぐ制度です。

空き家を売りたい・貸したい方 → 茅野市空き家バンク → 空き家を買いたい・借りたい方

成約に向けた相談から物件の案内・利活用まで協力事業者がサポートします。

③ 空き家対策促進事業補助金

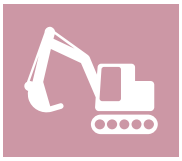
空き家の改修・家財等処分・解体などにかかる費用の一部を補助します。



改修事業（上限25万円）



家財等処分事業（上限10万円）



解体事業（上限20万円）

※補助の対象や金額には条件があります。
詳しくは特設サイトまたは市役所までお問い合わせください。

④ 空き家管理事業者登録紹介制度

市内に所在する空き家の巡回点検、敷地内の草刈り、清掃などを行う民間事業者や関係団体を市が登録し、ご紹介する制度です。遠方にお住まいでご自身での管理が難しい方などの適正管理をサポートします。
登録事業者の一覧やサービス詳細は特設サイトに掲載しています。



⑤ 空き家ミニセミナー

空き家の活用や管理に役立つセミナーを開催します。
空き家の基礎知識、売却・賃貸のポイント、相続や登記のこと など

⑥ 空き家物件見学ツアー

空き家や活用事例を見学するツアーを開催します。
空き家の見学、活用事例の紹介、移住・定住の相談 など

空家法の改正



放置すれば危険な状態になるおそれがある「管理不全な空き家」に対し、市区町村が指導や勧告を行えるようになりました。勧告を受けると固定資産税の住宅用地特例（減額措置）が解除される場合もあります。所有者に適正な管理が求められます。

管理不全空家とは

管理が行き届いておらず、このまま放置されると周囲に悪影響を及ぼす恐れがある空き家のことです。

- ●景観の悪化　●防災・防犯上の危険
- ●所有者の責任が重くなることも（損害賠償リスクや税負担の増大）

空き家に関する情報は「茅野市空き家対策特設サイト」をご覧ください。

各種支援制度やイベント情報、空き家バンクの案内など空き家に関する情報をまとめています。

- ☑支援制度・補助金の情報
- ☑イベント・セミナー・ツアー情報
- ☑空き家バンクの案内・物件情報
- ☑よくある質問・相談窓口
- ☑管理不全空家等に関する情報 など

茅野市空き家対策特設サイトはこちら

空き家を放置すると…

老朽化や倒壊、害虫の発生、不法侵入や放火など、周囲の生活環境や地域の安全に大きな影響を与えるおそれがあります。

空き家は、地域の財産です

適切に管理・活用することで、安全で、住みやすい、魅力あるまちづくりにつながります。**あなたの空き家に合った方法を一緒に考えましょう！**

お問い合わせ

茅野市役所 都市計画課 住宅係（市役所4階）
☎0266-72-2101（内線 537・538）
受付時間（平日のみ）窓口▶9:00～16:30　TEL▶8:30～17:15
〒391-8501 長野県茅野市塚原二丁目6番1号

茅野市・茅野警察署　共同啓発